

新潟県条例第41号

新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例

新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（流水占用料等の額）</p> <p>第5条 <u>法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録</u>を受けた者は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額の流水占用料等を納めなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">（計算方法）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 年額をもって定められている流水占用料等について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第2項第2号の規定に基づき流水占用料等を返還するときは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>法第23条、第23条の2及び第24条に基づく変更の申請があったときは、変更については許可又は登録をした日の属する月の翌月以降の分（水利使用料及び発電水利使用料にあつては、変更後の通水が行われた日の属する月の翌月以降の分）</u>を返還すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（流水占用料等の額）</p> <p>第5条 <u>法第23条から第25条までの許可</u>を受けた者は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額の流水占用料等を納めなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">（計算方法）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 年額をもって定められている流水占用料等について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第2項第2号の規定に基づき流水占用料等を返還するときは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>法第23条及び第24条に基づく変更の申請があったときは、変更については許可した日の属する月の翌月以降の分（水利使用料及び発電水利使用料にあつては、変更後の通水が行われた日の属する月の翌月以降の分）</u>を返還すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）附則第1条ただし書に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。